

第76回 公開講座

ジェンダー、就職と人権：日本の例を考慮して

日時 2013年11月22日（金）13：00～14：30

場所 千里山キャンパス 尚文館 1階 マルチメディアAV大教室

講師 野口 メアリー（文学部教授）

男性と女性は肉体的に異なっていますし、生殖活動において異なった役割を果たすことは明白です。一方、世界人権宣言は、「基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認」すると述べています。この講演では、この二つの異なった見解を実社会でどのように一致させることができるのかを職場と就職活動の面から検討してみたいと思います。

まず「性」と「ジェンダー」を定義し、その差をはっきりさせた上で、次に、ジェンダーのステレオタイプ——特に日本の慣習——を検討します。「男性は外で働き、女性は家を守る」という役割を前提として作られた職場や教育制度が日本の伝統的な形式です。この考え方は必ずしも女性を軽視するわけではありません。講師の出身地であるアメリカの現代社会の考え方と比較すると、日本の主婦は有利な点もあります。

一方、日本の経済状況は90年代のバブル崩壊以降、大幅に変化し、結婚後も働く女性は増え続けてきました。加えて、内閣男女共同参画局の調査によると、結婚後、妻が働くことを期待している男性も年々増え続けています。

同時に、90年代から男女平等の思想が日本の教育制度に導入され、2005年3月に日本教職員組合が発刊した『日教組政策制度要求と提言』に、「国への政策提言として、男女平等教育のための基本方針の策定、学校における男女平等教育推進のための教職員への研修の実施、性別役割分業に基づく記述や挿し絵をなくすために教科書の検定にジェンダーの視点を入れることなどを提案」という方針が明記されました。その結果、現在の大学生が受けている教育は基本的に男女平等の前提で行われています。

しかし、1986年の男女雇用機会均等法の実施と同法の1999年の改訂にも関わらず、日本の雇用における男女平等は実現されていません。2012年度の世界経済フォーラム（WEF）の「世界男女格差年次報告」（Global Gender Gap Report）によると、日本の総合評価は、調査対象国135カ国中101位で、G8の中では最下位となりました。日本政府の内閣男女共同参画局の統計も、日本の男女間に様々な機会と見解の差が根強く残っている事実を物語っています。

そこで、現在の大学生が受けている教育と将来感じるであろう実社会との間の矛盾が大学生の就職活動にどのように影響するかを探ってみたいと思います。関西大学の実態を例にして、進路指導における男女対応や就職活動中の男女の考え方の調査をまとめていきます。

最後に、この根強い問題の解決策案を、内閣男女共同参画局の調査や海外の例などから検討したいと思います。

* * *

●聴講無料 予約は不要です。多数のご来場を歓迎します。
手話通訳が必要な場合は、11月7日（木）までに人権問題研究室へご連絡ください。



THINK×ACT
KANSAI
UNIVERSITY

関西大学人権問題研究室

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車
Tel 06-6368-1182 Fax 06-6368-0081

ホームページ <http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>

E-mail : jinkenken@ml.kandai.jp